

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○行政組織規則の一部を改正する規則
○事務委任規則の一部を改正する規則

訓 令 甲

○事務決裁規程の一部を改正する訓令
○救急医療機関の認定

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
指定障害福祉サービス事業者の指定

○保安林の指定施業要件の変更の予定(二件)
○市街地再開発組合の設立の認可

公 告

○県営土地改良事業変更計画の縦覧
○開発行為に関する工事の完了(二件)

規 則

行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年五月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十五号

行政組織規則の一部を改正する規則

行政組織規則(昭和三十五年宮城県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

ページ

第六十三条第十項農業振興部の分掌事務の項第九号中「、農業共済組合」を削る。

附 則

この規則は、平成二十七年六月一日から施行する。

事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年五月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十六号

事務委任規則の一部を改正する規則

事務委任規則(昭和三十五年宮城県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第四十三号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「同項第四十三号」を「同項第四十二号」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年六月一日から施行する。

訓 令 甲

○宮城県訓令第十三号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年五月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程(昭和三十五年宮城県訓令第二十四号)の一部を次のように改正する。

別表第四農業振興部長の専決事項の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第十八号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、平成二十七年六月一日から施行する。

告 示

○宮城県告示第五百七十五号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を

救急病院と認定した。

平成二十七年五月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	石巻市蛇田字西道下七十一	所在地	石巻市蛇田字西道下七十一
認定年月日	平成二十七年五月十五日	認定の有効期限	平成三十年五月十四日

○宮城県告示第五百七十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十七年五月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四一〇三〇〇三三	事業所の名称及び所在地	櫻の樹 塩竈市清水沢二丁目十一-十一	指定障害福祉サービスの種類	生活介護	設置者名	社会福祉法人 嶋福祉会	指定年月日	平成二十七年五月十八日
-------	-----------	-------------	-----------------------	---------------	------	------	----------------	-------	-------------

○宮城県告示第五百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十七年五月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
白石市（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林

整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

二 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
白石市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び白石市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第五百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十七年五月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
白石市（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

二一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
白石市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
白石市（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び白石市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第五百七十九号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第十一条第一項の規定により、市街地再開発組合の設立について、次のとおり認可した。

平成二十七年五月二十六日

一 組合の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩

海岸通一番二番地区市街地再開発組合

二 事業施行期間
平成二十七年五月二十六日から平成二十八年三月三十一日まで

三 施行地区

塩竈市海岸通一番の一部、十七番、三番三、八番一の一部、十番一の一部、二十六番、三十三番、三十四番、三十五番、三十六番、三十七番、三十九番一、三十九番二、四十番一、四十一番、四十三番、四十四番一、四十五番一、四十六番一、四十七番二、四十八番一、四十九番一、四十九番三、五十番一、五十一番一、五十二番一、六十七番、六十八番、六十九番、七十番、七十一番、七十二番、七十三番、八十二番、八十三番、八十四番、八十五番、八十六番、八十七番、八十八番、八十九番、九十番、九十一番、九十二番、九十三番、九十四番、九十五番、九十六番、九十七番一、九十七番二、百番、百一番、百二番、百四番、百五番、百六番、百七番、百八番、百九番、百十番、百十一番、百十二番、百十三番、百十四番、百十五番、百十七番、百十八番、百十九番、百二十番、百二十一番、百二十二番、百二十三番、百二十四番、百二十五番、百二十七番、百二十八番、百三十二番、百三十三番、百三十四番、百三十五番、百三十六番、百三十七番、百三十八番、百三十九番、百四十番、百四十一番、百四十二番、百四十三番、百四十四番、百四十五番、百四十六番、百四十四番、百五十五番、百五十八番一の一部、二百番一の一部、二百番十一の一部、二百七十九番の一部及び無地番道路三・三・百三十二号 一 国幹線の一部

四 事務所の所在地
塩竈市海岸通二番十一

五 設立認可の年月日
平成二十七年五月十九日

六 事業年度
毎年四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法
組合事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報に掲載して行う。

八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限
平成二十七年六月二十四日

公 告

○県営上沼二期地区土地改良事業農村地域防災減災事業用排水施設等整備事業（用排水施設整備事業）計画の変更に当たり、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第四項の規定による協議を行うので、同条第六項において準用する同法第八十七条の二第八項の規定により、当該土地改良事業変更計画の概要を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業変更計画の概要に意見がある者は、宮城県知事に対し意見書を提出することができます。

平成二十七年五月二十六日

一 縦覧に供する書類の名称

県宮上沼二期地区土地改良事業農村地域防災減災事業用排水施設等整備事業（用排水施設整備事業）変更計画概要書

二 縦覧期間

平成二十七年五月二十六日から平成二十七年六月二十三日まで

三 縦覧場所

栗原市役所

四 意見書の提出について

1 提出期限 平成二十七年六月二十三日

2 提出方法 宮城県北部地方振興事務所栗原地域事務所長あて提出してください。

送付先 〒九八七-二二五一 栗原市築館藤木五-一

電子メールアドレス n h k h n r i m a @ p r e f . m i y a g i . j p

3 意見書の様式等 様式は任意ですが、言語は日本語に限ります。また、氏名（法人名）及び連絡先を必ず記入してください。

4 意見書の取扱い 提出された意見書の内容は、栗原市役所で縦覧に供されます。また、提出された意見に対しては、個別に回答しませんので、あらかじめ御了承願います。

5 その他 電話による意見はお受けできません。

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十七年五月二十六日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

東松島市赤井字中二番百七十番五

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

石巻市八幡町一丁目七番十三号 齋藤 隆夫

横浜市港北区綱島上町一番地一グリーンサラウ

ンドシテイ三番街二〇八号

齋藤 和重

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十七年五月二十六日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名取市高館熊野堂字岩口上二十三番一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

柴田郡柴田町船岡新栄二丁目三番地四

畑山 勇次